

# 杉並区におけるケアマネジメントに関する基本方針

平成 31 年 3 月 11 日 介護保険課

杉並区の介護認定の状況は、全国や東京都の平均と比べて認定率が若干高いこと、認定の内訳として、比較的自立度が高い軽度認定者の割合が高いことが挙げられます。杉並区の高齢者人口は今後も増加し、特に認定率が高い後期高齢者層の増加が続くことが予測されています。

ケアマネジメントは、認定者に適切なサービスを提供するための中核的な役割を担っています。今後の一層の高齢化の進展を見据え、以下の考え方を保険者と介護支援専門員等が共有し、自立支援・重度化防止の推進に取り組むこととします。

## 1 杉並区の保健福祉分野における基本理念

「保健福祉計画」では、以下の3つの理念が示されています。

### (1) 人間性の尊重

すべての区民が、介護や援護を含む日常生活のあらゆる場面で、個人の尊厳を冒されることなく、自己の意思に基づきサービスの選択や決定ができるよう、区民一人ひとりの人間性が尊重されることを何よりも優先します。

### (2) 自立の促進

すべての区民が、個々の意欲と能力に応じて主体的に社会参加し、自己実現を達成することができるよう必要な支援を行い、一人ひとりの自立した生活を大切にします。

### (3) 予防の重視

すべての区民が、安心して健やかに暮らせるよう、病気やけが、機能低下や生活困難、健康危機などのリスクを軽減する「予防」の取組を重視し、個人の多様な生活様式に対応して、生活の質の向上に努めます。

## 2 ケアマネジメントの基本方針

ケアマネジメントは、上記の基本理念を踏まえ、以下に掲げる4項目に沿って行うこととします。

### (1) 高齢者の自立支援

介護支援専門員等は、区民が要介護状態となった場合においても、生活上の困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮してケアマネジメントを行います。

### (2) サービスの総合的かつ効率的な提供

介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自身のサービスの選択に基づき、介護保険サービス及び介護保険サービス以外の保健医療及び福祉サービス等に加え、地域住民による見守り・自発的活動による生活支援等が、多様な事業者等から、総合的に提供されるよう配慮してケアマネジメン

トを行います。かつ、利用者の要求のままにサービスを計画に位置付けるのではなく、利用者の課題分析の結果を踏まえ適切なサービス量が効率的に提供されるよう配慮してケアマネジメントを行います。

(3) 利用者本位、公正中立

介護支援専門員等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちケアマネジメントを行います。

また、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立を行います。

(4) 関係機関との連携、社会資源の活用

介護支援専門員等は、区、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、医療機関等の専門多職種と連携します。

また、介護保険サービス以外の保健医療及び福祉サービス等に加え、生活支援サービス等地域の多様な社会資源を活用します。さらに、日常生活全般を支援する上で、地域で不足していると認められるサービス等については、介護給付等対象サービスであるかどうかを問わず、地域において提供されるよう働きかけます。

3 ケアマネジメントの質の向上への取組

ケアマネジメントの質の向上を達成するため、介護支援専門員等及び区は相互の協力のもと、以下について取り組みます。

(1) 介護支援専門員等

- ① 介護支援専門員等は、「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」等を活用しケアプランの自己点検を実施し、自立支援の視点でケアマネジメントが行えているか振り返りを行います。
- ② ケアマネジメントに関する研修会等を通じて、自身の資質の向上に努めます。
- ③ 多職種との連携・協働への積極的な取組により、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

(2) 杉並区

- ① 実地指導、集団指導、ケアプランの点検、給付実績を活用した指導等を通じて介護支援専門員等への支援を行います。
- ② 介護支援専門員等に対する研修会を開催し質の向上を支援します。
- ③ 地域ケア会議の開催などにより多職種との連携・協働の体制づくりを構築するとともに、地域の多様な社会資源について情報を整理し提供します。